

社員(会員)規程

制定: 令和8年5月27日

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「当協会」という。)の定款の規定に基づき、社員(会員)の種別、入会・退会の手続、権利及び義務その他社員(会員)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

この規程において「社員」とは、定款に基づき社員となった者をいう。

2 この規程において「賛助会員」とは、当協会の事業活動を賛助することを目的として加入した者で、社員ではない者をいう。

3 この規程において「会員」とは、社員及び賛助会員を総称する。

第2章 社員の種別

第3条 (社員の種別)

当協会の社員は、次の各号に定める種別とする。

(1)正会員: 当協会の目的に賛同し、入会した個人及び団体

(2)特別会員: 当協会の運営に特に貢献があると認められた個人及び団体で、理事会が認めた者

2 前項のほか、理事会の決議により、その他の種別の社員を設けることができる。

第4条 (賛助会員の種別)

賛助会員は、次の各号に定める種別とする。

(1)個人賛助会員: 個人として当協会を賛助する者

(2)法人賛助会員: 法人又は団体として当協会を賛助する者

(3)ゴールドスポンサー: 当協会の主要スポンサーとして特別に支援する法人又は団体

2 ゴールドスポンサーの認定基準及び特典については、別途定めるところによる。

第3章 入会

第5条 (入会資格)

正会員として入会できる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1)当協会の目的(デフビーチバレーボール競技の普及・発展及び共生社会の実現)に賛同する個人又は団体であること
 - (2)当協会の定款及び規程を遵守することができること
 - (3)当協会の役員又は理事会が特に入会を不適当と認める事由がないこと
- 2 賛助会員として入会できる者は、当協会の事業を賛助する意思を有し、所定の会費を納入できる個人又は法人・団体とする。

第6条（入会申込）

入会を希望する者は、当協会所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

2 入会申込書には、次の事項を記載するものとする。

- (1)氏名又は団体名・代表者名
- (2)住所又は所在地
- (3)連絡先(電話番号・メールアドレス)
- (4)希望する会員種別
- (5)当協会との関連(競技者・指導者・支援者・その他)

3 入会申込の方法は、書面による提出のほか、当協会が定める電子的方法(ウェブフォーム等)によることができる。

第7条（入会の承認）

入会の承認は、理事会の決議による。ただし、理事会は当該決議を事務局長に委任することができる。

2 理事会(又は委任を受けた事務局長)は、入会申込書を受理した後、原則として 30 日以内に承認の可否を決定し、申込者に通知する。

3 入会を承認しない場合は、その旨を申込者に通知する。ただし、不承認の理由を開示する義務を負わない。

4 入会は、第1項の承認及び初年度会費の納入をもって成立する。

第8条（入会金）

入会金は徴収しない。ただし、理事会の決議により別途入会金を設けることができる。

第4章 会費

第9条（会費の種別及び額）

会費の額は、次の表のとおりとする。

会員種別	年会費(税込)	備考
正会員(個人)	3,000 円	学生は半額(1,500 円)
正会員(団体)	10,000 円	構成員数 10 名以上の団体は別途協議
特別会員	免除	理事会の決議により免除
個人賛助会員	5,000 円以上	本人が任意に設定(5,000 円以上)

法人賛助会員	30,000 円以上	本法人・団体が任意に設定 (30,000 円以上)
ゴールドスポンサー	別途協議	スポンサー規程による

前項の会費の額は、理事会の決議により変更することができる。変更後は速やかにウェブサイト公表する。

第10条（会費の納入期限）

会費は、毎年度4月末日までに当協会指定の口座に振り込む方法により納入する。ただし、年度途中に入会した者については、入会月から当該年度末までの月割り金額(端数は切り上げ)を入会時に納入するものとする。

2 当協会は、会費の納入に関して領収書を発行する。

第11条（会費の不返還）

既納の会費は、退会・除名その他いかなる事由があっても返還しない。

第12条（会費の滞納）

会費を納入期限から6ヶ月以上滞納した会員は、理事会の決議により、その資格を停止することができる。

2 前項により資格を停止された会員が、さらに3ヶ月以上会費を滞納した場合は、第23条の規定に基づき退会とみなすことができる。

第5章 社員の権利

第13条（社員の権利）

正会員は、次の権利を有する。

- (1)社員総会に出席し、議決権(1名につき1議決権)を行使する権利
- (2)当協会の事業・情報の提供を受ける権利
- (3)当協会主催の大会・イベントへの参加(参加費別途)
- (4)当協会の施設・設備の利用(利用規則の定めに従う)
- (5)定款及び規程に基づく不服申立て権及び JSAA 仲裁申立て権

2 特別会員は、前項第1号の議決権を除く権利を有する。

第14条（賛助会員の権利）

賛助会員は、次の権利を有する。

- (1)当協会の事業・活動に関する情報の提供を受ける権利
- (2)当協会主催の大会・イベントへの優待参加
- (3)広報物(ウェブサイト・パンフレット等)への氏名・名称掲載(希望者のみ)
- (4)会員種別に応じた特典(別表参照)

2 賛助会員は、社員総会における議決権を有しない。

第15条（議決権の代理行使）

正会員は、代理人(他の正会員に限る)に委任して社員総会の議決権を行使させることができる。

2 代理人は、代理権を証する書面(委任状)を社員総会の開会前に事務局に提出しなけ

ればならない。

3 1人の代理人が代理できる正会員の数は、5名以内とする。

第6章 社員の義務

第16条（会員の義務）

会員は、次の義務を負う。

- (1)当協会の定款及び規程を遵守すること
- (2)所定の会費を期限までに納入すること
- (3)当協会の事業目的の実現に協力すること
- (4)当協会の名誉・信用を傷つける行為をしないこと
- (5)コンプライアンス規程及び選手の権利保護に関する規程を遵守すること

第17条（個人情報の提供義務）

会員は、入会申込時に提供した個人情報に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

2 当協会は、会員から取得した個人情報を個人情報保護規程に従い適正に管理し、当協会の事業目的の範囲内でのみ利用する。

第7章 退会

第18条（任意退会）

会員は、事務局に所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 退会は、退会届の受理をもって成立する。退会した会員は、退会日以降の会費の納入義務を免れる。ただし、退会日以前に発生した未納会費は、退会後においても支払義務を負う。

3 退会届は、書面又は当協会が定める電子的方法により提出することができる。

第19条（年度末退会）

年度途中に退会を希望する会員は、前条の規定にかかわらず、当該年度末(3月 31 日)をもって退会する旨を選択することができる。この場合、当該年度の会費は全額納入済みとする。

第20条（会員資格の喪失事由）

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、その資格を失う。

- (1)退会届の提出(第 18 条)
- (2)会費の長期滞納による退会(第 23 条)
- (3)除名(第 22 条)
- (4)個人会員の死亡
- (5)法人・団体会員の解散・廃止
- (6)当協会の解散

第21条（退会後の権利及び義務）

退会した会員は、退会日をもって一切の会員としての権利を失う。

2 退会した元会員が当協会に対して負っていた義務(未納会費の支払等)は、退会後も消滅しない。

第8章 除名

第22条 (除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会は当該会員を除名することができる。

- (1)当協会の定款又は規程に違反したとき
- (2)当協会のコンプライアンス規程又は懲罰規程による処分を受けたとき
- (3)当協会の名誉又は信用を著しく傷つける行為を行ったとき
- (4)正当な理由なく会費を長期にわたり滞納したとき
- (5)その他会員として著しく不適切な行為があったとき

2 除名の手続は、次のとおりとする。

- (1)事務局は、除名事由を書面により理事会に報告する
- (2)理事会は、除名の決議を行う前に、当該会員に弁明の機会(書面又は口頭)を与なければならない
- (3)除名は、理事会の決議(出席理事の過半数の賛成)により決定する
- (4)除名が決定した場合は、速やかに当該会員に書面で通知する

3 除名の決定に不服がある会員は、通知を受領した日から 14 日以内に理事会に不服申立てを行うことができる。また、JSAA のスポーツ仲裁を申し立てることができる。

第23条 (会費滞納による退会)

第 12 条第2項の規定に基づき退会とみなす場合、事務局は当該会員に対して書面による催告を行い、催告後 30 日以内に会費の納入がない場合は、理事会の決議により退会とすることができる。

第9章 名簿及び情報管理

第24条 (会員名簿)

事務局は、会員名簿を作成・管理し、常に最新の状態を保つものとする。

2 会員名簿には、次の事項を記載する。

- (1)氏名又は団体名・代表者名
- (2)住所又は所在地
- (3)連絡先
- (4)会員種別
- (5)入会年月日
- (6)会費の納入状況

3 会員名簿は、個人情報保護規程に従い適正に管理し、第三者に開示しない。ただし、法令に基づく開示要請がある場合はこの限りでない。

第25条 (個人情報の取扱い)

当協会は、会員の個人情報を、当協会の事業目的の実現及び会員サービスの提供のた

めにのみ利用する。

2 当協会は、会員の同意なく、個人情報を第三者に提供しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)当協会の業務委託先に対して必要な範囲で提供する場合
- (3)当協会の事業目的の範囲内で JPC・スポーツ庁等の監督機関に報告する場合

第10章 会員総会及び情報提供

第26条（社員総会への参加）

正会員は、定時社員総会及び臨時社員総会に出席し、議決権を行使する権利を有する。

2 社員総会の招集通知は、開催日の2週間前までに、書面又は電子的方法により各正会員に発送する。

3 賛助会員は、社員総会にオブザーバーとして出席することができる。ただし、議決権は有しない。

第27条（情報提供）

当協会は、会員に対して次の情報を提供する。

- (1)当協会の事業報告・収支決算(毎年度)
- (2)大会・イベントの開催情報
- (3)強化選手・代表選手の選考情報及び結果
- (4)その他当協会が会員に周知すべき情報

2 前項の情報提供は、当協会ウェブサイト(<https://dbva.jp>)、電子メール又は郵送の方法により行う。

第11章 雑則

第28条（規程の解釈）

この規程の解釈及び運用に疑義が生じた場合は、理事会において決定する。

第29条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

第30条（施行）

この規程は、令和8年5月27日から施行する。

【別表】 賛助会員特典一覧

特典内容	個人賛助 会員	法人賛助 会員	ゴールド スポンサー
活動報告書・ニュースレター	○	○	○

の送付			
大会・イベントへの招待(年1回)	○	○	○
ウェブサイトへの氏名・名称掲載	希望者	○	○
大会プログラムへの名称掲載	—	○	○
大会会場への横断幕・看板掲出	—	—	○
SNS・広報物でのスポンサー紹介	—	—	○
選手との交流機会(親善大会等)	—	—	○
当協会ロゴ・ユニフォームへの名称掲示	—	—	協議

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会
〒870-0873 大分県大分市高尾台 1-1-2
理事長 牛尾 洋人